



哲学的に考えるとは、それではどういうことなのか説明していきます。また哲学は自由律ともいえます。自由律とは、因果の柵を断ち切る自由の刀剣であり、人類共通の伝家の宝刀です。具体的には、どういう事が具体的には、どういう事か、それは次の4つの問を持つことです。

4つの問とは、(1) 理念への問 (2) 本質への問 (3) 全体への問 (4) 現実への問です。

(1) 理念への問

理念とは、ある物事についての、こうあるべきだという根本の考えで、理想の信念です。現実よりも、良い目標を掲げ、未来に理想を掲げる力ともいえます。これを、社員が持つ事により理想理念へ向かう意識が生まれ、現実の惰性或成り行き任せの人生や会社経営にならないようになります。しかしこの理念は、実際には現実には到達しません。例えば安全で経済的な車といっても、事故が完全なくなる車を開発しようと考えても、完全なものではできません。人間は有限で不完全な存在であるからです。しかし、掲げて目標とする事により、安定した経営や秩序ある人生、国家が生まれるのです。掲げることによって人々の意識に潜在し、行動を変える事ができます。

この問は、この世で人間だけが理性という能力つまり中小概念を操れます。その事で「こんな家」を建てたい。こういう企業にしたいという完全なイメージや理想をもつ事ができます。そして、人間は自己発展できる能力をもっているからその理想に近づけるのです。しかし動物は言語を自由に操れないので、理想を掲げて、努力できません。つまり歴史や文化を創れません。人間だけが、不完全でありながら完全なるものをイメージできて、近づく能力を潜在的にもっているのです。だから人間らしい生き方をするなら「より以上、目標、理想、理念」をもって生きる必要があるのです。

(2) 本質への問

本質とは、物事の根本的な性質、要素、存在するものの根底、本性をなすもの、実存に対立し、事物に内属する不変の性質といわれています。本質的とは、本来の性質、元々の性質、出身などであり、本来の中身、現象と本質というように、現象を見ただけでは内容が解らない場合、仮面をかぶっているような場合、表面しか見えないときの中身をいいます。物事の本質と理念をパッケージして真実と呼んでいます。真実の真は、骨組みで実は実質、内実であり、現実の中の意味に関する実質的な骨組みです。

例えば、ボルボという車では、ユーザーが求める本質的価値は、「安全性」でした。衝突しても負けない車というイメージが強くあります。新型ボルボは、「VISION 2020」の達成へ向けてレーザーセンサーや車載カメラの導入でオートブレーキシステムを完成させ「安全性」を更に発展させたのです。つまり「安全性」が本質であったボルボの本質への問を続けて研究開発し、理念にそって経営にして形にしていっていった例です。本質の未来性が理念です。問題は、本質が理念へ結びつけるための論証する力、これが哲学の力であり経営者に必要なものです。なぜなら現状は、原因と結果という非常に強い因果律の力で変化する事に抵抗する力が存在し、その力の方が強いと変化しない経営は、環境の変化に対応できず、適者生存という原理からはみ出され、お客様満足を得られなくなり、売上が減少し倒産へ導かれます。経営者の目標へ導く力がなかったからです。だから経営者には、常に本質から理念へ、現状打破する根拠を説明し、社員に納得を与え自立させ、変化を楽しむ社風にしなければならないのです。

(次回は、(3)全体への問、(4)現実への問についてご説明します/鈴木 繁伸)

アメリカでもアジア諸国でも税理士さんは存在していません。韓国とドイツに残っていますが、韓国でも中会社に会計監査が入り、世界では会社であれば公認会計士が監査をすべて行っているのが常識です。従って多少なり監査費用がかかるので安易に節税目的で会社を創りません。その監査なしに銀行からの融資も受けられません。

日本では、250万社の中小零細企業は税理士が指導しています。銀行は税理士から上がったBS、PLを修正して正しくBS、PLを作成しています。過去にクライアントが前受金を売上処理して税金を過大に払ったとして顧問税理士相手に訴訟を起こした事件がありましたが、裁判所は、入力処理を税理士がやったとしても、会計処理の適否を確認するのは役員の責任であり、税理士は会計の専門家ではなく税金の専門家なので、損害賠償することはできないという判決がでました。またアジア諸国の決算書は、仮払金、仮受金が1円でもあれば決算ができないし、監査が不適正になります。日本では、中小企業では会計監査がなく、監査役も機能していません。税理士に連結簿記、監査論、会社法の試験を合格させ中小企業会計監査を行わせるという案がいいと私は考えています。

鈴木繁伸公認会計士・税理士事務所

経営計画策定・監査・会計・税務・労務・証券仲介業・宅建業など

所長/鈴木 繁伸 税理士・中小企業診断士/大輪 智彦 税理士/古河 宙 税理士/竹田 卓史 税理士/大槻 道伺 特定社会保険労務士/井上 宣子

【京都オフィス】京都市下京区仏光寺通柳馬場西入東前町408-1

TEL.075-352-3336 FAX.075-352-3033

【東京オフィス】東京都中央区日本橋大伝馬町12-3 ドマー二人形町1201

TEL.03-6206-2108 FAX.03-6206-2181

<http://www.suzuki-mb.co.jp/>

E-mail:suzuki@suzuki-mb.co.jp

何でも気軽にお問合せください。